

くすのき商工会だより

第5-3号
 発行者 くすのき商工会
 会長 岡田 正平
 TEL 67-1352
 FAX 67-0357



決算・確定申告はお早めに 電子申告、青色申告は商工会へ

令和5年分の決算・確定申告（所得税、消費税）が2月16日（金）より始まります。商工会では、随時、決算・確定申告の指導を行っています。必要書類をご準備の上、お早めにご相談下さい。

申告相談には必ずご持参ください

電子申告をされた方や青色申告部会などで確定申告書を提出された方は、決算書、申告書の所定の様式は送付されません。


その代わりに、予定納税、振替納税等、確定申告に係る内容を記載した「令和5年分確定申告のお知らせ」がハガキまたは封書による通知書で送付されます。**（相談の際は必ずご持参下さい。）**

各種証明書等の準備

小規模企業共済掛金払込証明書、社会保険料控除証明書、年金の源泉徴収票、医療費控除の添付書類、所得控除のために必要な書類は準備されていますか？

万が一紛失された場合には、速やかに再発行の手続きをお願いします。

お知らせがき及びお知らせ通知書イメージ



「予定納税額」等の確定申告書の作成に必要な情報を記載

「確定申告書」(e-tax)に添付する事項	税額あり
○ 所得控除等	税額あり
○ 所得控除等(合計)	9,999,999,999
○ 源泉徴収控除	税額あり
○ 医療費控除	税額あり
○ 雑所得控除	税額あり
○ 雑所得控除(合計)	9,999,999,999
○ 雑所得控除	税額あり
○ 雑所得控除	税額あり

青色申告決算書の様式一部変更

相手先の名称や所在地、登録番号（法人番号）、取引金額を記入する売上（収入）金額と仕入金額の各明細欄が設けられます。



※インボイス発行事業者に交付される登録番号等を記入したときは、相手先の名称と所在地の記載は必要ありません。

税務個別相談会開催

商工会では、牧野泰彦税理士を講師にお招きし、所得税・消費税の確定申告のための税務個別相談会を次の通り開催いたします。

2月26日(月) 9時～16時
 吉部ふれあいセンター
 3月4日(月) 9時～16時
 くすのき商工会

ご相談をご希望の方は商工会までお申込み下さい。なお、予め、月別の売上、経費、控除証明書等の整理・準備をお願いいたします。

節税対策に

小規模企業共済の案内

小規模企業共済制度は、個人事業主または会社等の役員の方が事業を辞めたり退職したりした場合に、生活の安定や事業の再建資金を準備しておくため、国がつくった共済制度です。全国で125万人が加入している、「小規模企業の経営者のための退職金制度」です。

①掛金は全額所得控除

掛金は1千円～7万円の範囲（5百円単位）で自由に選択でき、その全額を所得控除でき、所得税・住民税が安くなります。

②受給時に有利

受け取る共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱いとなります。

③共同経営者の加入

個人事業所は、事業主に加え配偶者、後継者等の共同経営者も加入できます。

④経営者貸付金の利用が可能

経営者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業用資金等の貸付けが受けられます。将来に備えるとともに節税のためにもご活用下さい。

日本政策金融公庫が岡田会長に
感謝状を授与（マル経創設50周年）

11月10日（金）、（株）日本政策金融公庫のマル経融資（小規模事業者経営改善資金）制度の普及・推進に貢献したとして、当所に感謝状が贈呈された。この感謝状贈呈は、日本政策金融公庫のマル経融資創設50周年を記念して、商工会・商工会議所等の功労を称える目的で行われたもの。



マル経融資は、昭和48年10月、商工会・商工会議所等の経営指導を金融面から補完し、小規模事業者の経営改善を促進することを目的として創設された、無担保・無保証人で利用できる融資制度です。詳しくは、商工会までお問合せください。

柏屋町商工会女性部視察研修の受入

当会青年部は、11月27日（月）楠総合センターにて福岡県にある柏屋町商工会女性部の視察研修を受け入れました。

柏屋町商工会女性部では、今年度地域おこしの一環で地域の歴史や文化、産業などを題材とした、カルタの作成に取り組まれています。

そこで、昨年発行された全国商工会紙である月刊商工会9月号にて掲載された、「うべかるた」製作（長州4団体で実施した宇部市制100周年記念事業）記事を見て、この度、女性部員等19名が視察にこられました。

佐貫青年部長より、「うべかるた」の製作に取り組んだ経緯や事業費の捻出方法、子供たちにわかりやすくなるよう工夫した点などを説明しました。



なお、「うべかるた」は商工会HPよりダウンロードすることができまので、ぜひご活用ください。

商工会特定退職金共済制度のご案内

この制度は、山口県商工会連合会が国の承認を得て特定退職金共済団体として実施しているものです。

加入できる事業主Ⅱ共済契約者

商工会の会員である事業主であれば、誰でも共済契約者となり、従業員を加入させることができます。

加入させる従業員Ⅱ被共済者

- ① 従業員は全員加入させていただきます。但し、次の方は加入できません。
- ② 法人の役員（使用人兼務役員を除く）
- ③ 年齢が15歳未満、満65歳以上の方
- ④ 試用期間中の方
- ⑤ 非常勤者

また、国の中小企業退職金共済制度との重複加入はできませんが、他の団体が実施する特退共にするに加入している方は、重複して加入できません。

掛金は月払いとし、一口1千円（商工会連合会が徴収する40円の制度運営費を含む）で一人30口まで加入できます。

また、掛金は全額事業主が負担し、やむを得ない事情がある場合は、ご希望により減口することもできます。詳しくは、商工会までお問合せください。



オンライン
「無料」保険相談実施中

保険に関するお悩みを経験豊富な保険アドバイザーがお聞きします。いま加入している保険の内容がわからない

● 必要以上に保険料を払っているかもしれない

● ご自身やご家族、従業員の保障が気にかかる 等

「相談ってほどこでもないけど、参考程度にちょっと聞きたいだけ」などの場合もお気軽に相談ください。

【保険相談の流れ】

- ① 職員に保険相談希望日をご相談ください。日程を調整次第、連絡させていただきます。
- ② ご加入の保険証券をご準備ください。事前に、保険内容を整理、分析します。
- ③ 保険相談は、パソコン上で資料を見ていただきながら、説明やアドバイスさせていただきます。

オンラインのみならず、対面による保険相談も行っています。ご興味のある方は商工会へご連絡ください。なお、この相談会では条件がよくなる場合のみ、商工会の保険・共済を提案させて頂くことがあります。